

第 5 7 回

日野産業まつり商工展部門出展要綱

(目 的)

第1条 第57回日野市産業まつり開催要綱（以下「開催要綱」という。）に基づき、第57回日野市産業まつり商工展実行委員会（以下「商工展実行委員会」という。）が商工展部門の出展に関する必要事項を定めることを目的とする。

(開催期間及び販売・展示時間)

第2条 開催期間は令和5年11月11日（土）・12日（日）の2日間とし、販売及び展示時間は次のとおりとする。

11月11日（土） 午前10時00分～午後3時00分

11月12日（日） 午前 9時30分～午後3時00分

(会 場)

第3条 会場は市民の森ふれあいホールとその周辺とする。

(出展者等の資格)

第4条 商工展に出展できる者は、次のとおりとする。ただし、これ以外の者であっても、商工展実行委員会委員長（以下「委員長」という。）が出展を認めるときはこの限りでない。

ア. 日野市商工会の会員である商工業者。

加えて、店舗、事務所、代表者の自宅等のいずれかが日野市内にあること

イ. 市内商工業者の団体。

ウ. 市内商工業者等が中心となって組織するイ以外の団体。

2. 事業所の名義貸しによる出展は認めない。

3. 応募多数の場合は抽選とする。ただし、委員長が認めた関連団体等を除く。

4. 保健所に臨時出店届を提出する出展者は必ず出店者説明会に出席すること。

(出展できる出展物の範囲)

第5条 出展物の範囲は次のとおりとする。これ以外の物であっても、委員長が出展を認めるときはこの限りでない。

ア. 市内で生産又は販売されている製品又は商品

イ. その他（特殊技能、試験研究品、等）

(出展参加申込)

第6条 出展希望者は、出展参加申込書に必要事項を記入の上、参加料を添えて別に定める日までに日野市商工会事務局まで申し込むものとする。

2. 食品を取り扱う出展希望者は、「行事における臨時出店届」を出展参加申込書と同時に提出するものとする。

(出展申込期限)

第7条 出展申込期限は、委員長が別に定める。但し、会場の都合等により申込期限前であっても参加申込を締め切ることが出来る。

(出展の承諾)

第8条 出展者の確定については、申込み受付終了後、商工展実行委員会で決定し、出展の可否を口答又は書面にて出展申込者に連絡するものとする。

2. 委員長は、同一業種（同一内容の出展物）の申込みが多い場合には、出展内容等の調整をすることが出来る。
3. 委員長は、出展の許可を出した出展者でも、出展許可を取消すことができる。
なお、出展を取消された場合の費用弁償については、主催者は負担しない。

(出展小間割)

第9条 小間割（出展場所）は、出展内容及び会場設備等を勘案して商工展実行委員会の定める方法により決める。

2. 小間割（出展場所）は、原則として抽選の方法により決定する。但し、会場配置、出展者の出展内容等により、商工展実行委員会で出展者の出展場所を指定することができる。

(小間割の大きさ及び使用場所の制限)

第10条 小間割の大きさは、間口2間（3.6m）・奥行1間半（2.7m）とする。
但し、委員長が認めたときはこの限りでない。

2. 出展物の展示及び販売は小間内で行う事とする。
3. キッチンカーでの出展については、上記小間割の大きさに収まること（販売時含む）。

(出展参加料)

第11条 出展参加料は次のとおりとする。

ア. 展示のみ	1小間	14,000円
イ. 販売	1小間	21,000円

会場施設維持協力費として1小間 1,000円を含む。

2. 出展内容及び会場設備等を勘案し、委員長は出展参加料を決めることができる。
3. 荒天など主催者の判断により中止となる場合以外の出展参加料は返金しない。

(品質及び販売価格)

第12条 販売する物品については、産業まつりの主旨を考慮し、その品質及び価格は市価に比べ廉価であること。品質については、その責任は出展者が負うものとする。

(設営テント、施設及び装飾)

第13条 展示又は販売に必要な陳列台、装飾及び動力設備が必要な場合は、出展者の費用負担にて行うものとする。

2. 電気配線工事や危険物などの申し込みについては、出展申込み該当欄に記入の上、委員長に届け出て、その指示を受けること。
3. コンセントが必要な場合は、出展申込み該当欄に記入の上申し込むものとし、標準設備（コンセント1口、400w未満）については3,000円、標準設備を越える分については〈※別表1〉により料金を出展者がコンセント使

用料を負担するものとする。

〈※別表1〉

使用電力	コンセント使用料
〈標準〉400W未満	3,000円
～800W	7,000円
～1200W	11,000円
～1600W	15,000円
～2000W	19,000円

※ただし、コンセントを追加する場合は1口につき500円を負担する。

4. 展示又は販売に使用する机、椅子が必要な場合は、出展者において準備すること。ただし、実行委員会で準備する机、椅子を使用する場合は出展者より出展申込み該当欄に記入の上申し込みがあった場合に限り、次の料金で貸出をする。

机（75cm×180cm）	1台	2,500円
椅子	1脚	500円

（募集小間数）

第14条 募集出展小間数は76小間とする。

2. 1事業所につき2小間までの使用とする。

（食品関係の出展）

第15条 食品関係の出展については、保健所の食品取り扱い基準により、取り扱うことのできる食品が指定されており、それ以外の食品は取り扱えない。

2. 飲食、菓子製造及び食料品販売行為は、保健所の「臨時出店者の出店行事及び取扱食品について」、「イベント等での食品の取扱い」基準を厳守すること。
3. 臨時出店が年5日以上になる場合、保健所の臨時出店の許可が必要。
4. 食品関係の品質及び衛生管理は、出展者において行い、その責任は出展者が負うものとする。

（イベント等の制限）

第16条 出展者において、イベント等（風船、試供品等の無料配布など）を実施する場合はあらかじめ実行委員会に届け出るものとする。

（ボランティア販売の制限）

第17条 ボランティアで商品の販売及び配付を行う場合には、商工展実行委員会に申し出て許可を受けたもの以外は販売及び配布することはできない。

（出展者専用の駐車場）

第18条 出展関係者の車は、必ず指定の駐車場に駐車すること。

（ゴミの持ち帰り及び小間内の清掃等）

第19条 出展者からでるゴミは、必ず各自で持ち帰ること。

2. ゴミは、テント周辺やストックヤードに放置しないこと。

3. テント内及び周辺の床は、油等で汚れないようにシート等で保護すること。
汚れた場合は出展者の責任において、清掃をすること。
4. 産業まつり終了時には、テント内外の清掃をしてから帰ること。
5. 出展者の使用する食品等の容器については、原則として可燃ゴミとして焼却できる材質の製品を使用すること。

(出展物等の搬入・搬出)

第20条 出展物等の搬入・搬出は、商工展実行委員会の指示に従い行うものとし、公園部分への車の乗り入れは厳禁とする。

(出展物の自己管理責任)

第21条 出展者は自己の出展物等に関し、産業まつり開催期間中、適正な管理を行うこと。

2. 火気の使用については、申込時に商工展実行委員会へ届出ることとし、消火器は出展者において準備し備え付けること。又、使用する火気コンロ等の器具の下及び周囲は石膏ボード等を使って断熱すること。

(夜間警備)

第22条 産業まつり会場の夜間警備は、産業まつり実行委員会が行うが、完全警備ではないのでなるべく出展物は持ち帰るようにすること。やむをえず、出展物を置いていく場合はシート等をかぶせること。尚、出展物等の損害については、商工展実行委員会は、その責を負わない。

(出展者説明会の開催)

第23条 商工展実行委員会は、出展者の小間割、注意事項の徹底等を図るため出展者説明会を開催する。開催日は商工展実行委員会において決め出展者に連絡するものとする。

(暴力団関係者の排除)

第24条 暴力団関係者は出展できないものとし、申込時に暴力団関係者ではないこと等を誓約する誓約書の提出を必須とする。

(協議事項)

第25条 この要綱に定めのない事項は、関係者で協議し委員長がこれを定める。

(付 則)

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

2. この改正は、令和5年7月28日から施行する。